

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第103号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する

法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(京都市教育扶助資金給付規則の一部改正)

第1条 京都市教育扶助資金給付規則の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2号中「を受けている世帯に属する者」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者」に改める。

別記様式注以外の部分中「による保護の状況」を「又は支援給付の受給の有無」に、「保護を受けている。」を「有」に、「保護を受けていない。」を「無」に改め、同様式注3中「を受けている世帯に属する」を「又は支援給付を受けている」に改め、同注3を同注4とし、同注2の次に次のように加える。

3 「支援給付」とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）をいいます。

(京都市心身障害者扶養共済事業条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市心身障害者扶養共済事業条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「よる保護」の右に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）」を加える。

(京都市私道舗装助成金支給規則の一部改正)

第3条 京都市私道舗装助成金支給規則の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「被保護者」を「被保護者等」に改め、同条第1項中「(以下「被保護者」)」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）」を受けている者(以下「被保護者等」)に、「被保護者に」を「被保護者等に」に改め、同条第2項中「前項の被保護者」を「被保護者等」に改め、同条第3項及び第5項中「被保護者」を「被保護者等」に改める。

(京都市知的障害者措置費徴収規則の一部改正)

第4条 京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第1A階層の項中「よる保護」の右に「又は支援給付」を加え、同表備考5を同備考6とし、同備考4中「3」を「4」に改め、同備考4を同備考5とし、同備考3を同備考4とし、同備考2の次に次のように加える。

3 「支援給付」とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の

円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。以下「支援給付」という。）をいう。

別表第2 1の項及び別表第3A階層の項中「よる保護」の右に「又は支援給付」を加える。

（京都市立高等学校及び幼稚園の授業料等の減免の取扱いに関する規則の一部改正）

第5条 京都市立高等学校及び幼稚園の授業料等の減免の取扱いに関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「よる保護」の右に「若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）」を加える。

第1号様式注以外の部分中「生活保護」を「生活保護法による保護又は支援給付の受給の有無」に、「受けている。」を「有」に、「受けていない。」を「無」に改め、同様式注中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 「支援給付」とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）をいいます。

（京都市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 京都市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第4号中「よる保護」の右に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）」を加える。

第1号様式注以外の部分中「よる保護」の右に「又は支援給付」を加え、同様式注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 「支援給付」とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）をいいます。

（京都市老人福祉措置費徴収規則の一部改正）

第7条 京都市老人福祉措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第2A階層の項中「よる保護」の右に「又は支援給付」を加え、同表備考6を同備考7とし、同備考5中「4」を「5」に改め、同備考5を同備考6とし、同備考4を同備考5とし、同備考3の次に次のように加える。

3 「支援給付」とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）をいう。

（京都市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正）

第8条 京都市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分中「よる保護」の右に「又は支援給付」を加え、同様式注2を同注3とし、同注1の次に次のように加える。

2 「支援給付」とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）をいいます。

（京都市身体障害者措置費徴収規則の一部改正）

第9条 京都市身体障害者措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第1A階層の項中「よる保護」の右に「又は支援給付」を加え、同表備考4中「3」を「4」に改め、同備考4を同備考5とし、同備考3を同備考4とし、同備考2の次に次のように加える。

3 「支援給付」とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。以下「支援給付」という。）をいう。

別表第2 1の項及び別表第3A階層の項中「よる保護」の右に「又は支援給付」を加える。

（京都市地域水道の管理に関する条例施行規則の一部改正）

第10条 京都市地域水道の管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「よる保護」の右に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の

一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）」を加える。

（京都市老人短期入所施設条例施行規則の一部改正）

第11条 京都市老人短期入所施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第2項第4号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する介護支援給付を受けている者（条例第4条第2号及び第3号に掲げる者を除く。）

第2条各号列記以外の部分中「前条第4号」の右に「及び第5号」を加え、同条第3号中「別に」を「、別に」に改める。

（京都市特別養護老人ホーム条例施行規則の一部改正）

第12条 京都市特別養護老人ホーム条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（利用資格）

第1条 京都市特別養護老人ホーム条例（以下「条例」という。）第4条第6号に掲げる市長が適当と認める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 障害者自立支援法（以下「法」という。）第19条第1項に規定する支給決定を受けた身体障害者（身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者をいう。）のうち、短期入所（法第5条第8項に規定する短期入所をいう。以下同じ。）に係る介護給付費の支給の決定を受けたもの及び当該者とその障害の程度が同程度と認められる者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法

律第14条第2項第4号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する介護支援給付を受けている者（条例第4条第2号及び第3号に掲げる者を除く。）

第2条に次のただし書を加える。

ただし、前条第2号に掲げる者については、当該利用料金を徴収しない。

（京都市特例児童扶養資金の償還の免除に関する条例施行規則の一部改正）

第13条 京都市特例児童扶養資金の償還の免除に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「よる保護」の右に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）」を加える。

（京都市敬老乗車証条例施行規則の一部改正）

第14条 京都市敬老乗車証条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

条例第4条ただし書に規定する別に定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 通知日において介護保険法施行令（以下「令」という。）第38条第1項第1号イ又はハに該当する者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)